

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 8 年 10 月 19 日

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和 8 年 10 月 18 日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者 甲 野 太 郎



ポスター作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇 〇 印 刷 (株) 代表取締役 〇 〇 〇 〇
作 成 枚 数	300 枚
作 成 金 額	360,000 円
当該選挙におけるポスター掲示場数	275 箇所

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が燕市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、燕市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{188,900 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \text{ ---- } 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額